

令和6年度新潟県賃金労働時間等実態調査の結果

- ◎ 年間休日数（令和6年1月から令和6年12月までの1年間）は113.6日（前年に比べ1.6日増加）
- ◎ 年次有給休暇取得率は65.6%（前年に比べ3.0ポイント増加）
- ◎ 育児休業取得率は男性44.9%で過去最高

県では、県内の民間事業所に雇用されている労働者の賃金及び労働時間等の実態を明らかにし、労務管理の改善、労使関係の安定のための基礎資料とすることを目的として、毎年7月に「新潟県賃金労働時間等実態調査」を実施しています。

この度、令和6年度の調査結果がまとまりましたので公表します。

<調査結果のポイント>

◎ 労働時間の状況（一般労働者）

- ・ 1日あたりの所定労働時間は7時間46分（前年比1分減）
うち、中小企業は7時間46分（前年比2分減）
うち、大企業は7時間47分（前年比2分増）
- ・ 1週あたりの所定労働時間は38時間49分（前年比19分減）
うち、中小企業は38時間50分（前年比22分減）
うち、大企業は38時間44分（前年比1分減）

◎ 年間休日数（常用労働者）

- ・ 平均年間休日数は113.6日（前年比1.6日増）
うち、中小企業は112.5日（前年比1.2日増）
うち、大企業は118.8日（前年比2.9日増）

◎ 年次有給休暇（一般労働者）

- ・ 年次有給休暇の取得日数は10.7日（前年比0.2日減）、取得率は65.6%（前年比3.0ポイント増）
うち、中小企業の取得日数は10.6日（前年比0.1日減）、取得率は64.6%（前年比2.4ポイント増）
うち、大企業の取得日数は11.1日（前年比0.2日減）、取得率は68.5%（前年比5.4ポイント増）

◎ 育児休業制度又は育児のための休暇制度取得状況（男性）

- ・ 育児休業制度を利用した労働者は44.9%（前年度調査結果から11.2ポイント増）

※ 本調査項目については、厚生労働省「雇用均等基本調査」の集計方法を参考に、調査基準となる期日を見直しました。（詳細は別添概況の「II 結果の概要」をご覧ください。）

詳細は、別添概況をご覧ください。調査結果は、新潟県のホームページにも掲載しています。

本件についてのお問い合わせ先
しごと定住促進課〔担当〕古川
（直通）025-280-5796（内線）2811

令和6年度新潟県賃金労働時間等実態調査の概況

I 調査の概要

1 調査目的

この調査は、県内の民間事業所に雇用されている常用労働者の賃金、労働時間等の実態を明らかにし、労務管理の改善、労使関係の安定のための基礎資料とすることを目的に、毎年7月に実施している。

2 調査対象

日本標準産業分類（令和5年6月改定）に定める産業分類が「農業、林業」「漁業」及び「公務」を除く産業を対象としている。

調査対象事業所は2,900事業所で、そのうち有効回答があった1,314事業所（有効回答率45.3%）について集計した。

なお、各調査項目においては、回答があった事業所のみ集計しているため、必ずしも上記の有効回答があった事業所数と集計対象の合計事業所数は一致しない。

3 調査時点

7月分の労働時間等について令和6年7月31日現在で調査を実施した。

（注）本調査における各労働者の分類は以下のとおりです。

常用労働者： ① 期間を定めず雇用されている労働者
② 1か月を超える期間を定めて雇用されている労働者
③ 日々又は1か月以内の期間を定めて雇用されている労働者のうち、5月、6月にそれぞれ18日以上（パートの場合は10日以上）雇用された労働者

一般労働者（正社員＋その他労働者）
：常用労働者からパートタイム労働者を除いた労働者（フルタイム労働者）

正社員：一般労働者のうち、事業所において正社員及び正職員とする労働者

その他労働者：一般労働者のうち、正社員を除いた労働者（嘱託職員、契約社員、有期雇用社員等）

パートタイム労働者
：常用労働者のうち、1日の所定内労働時間又は1週間の所定労働日数が、同一の事業所に雇用される一般労働者より少ない労働者

II 結果の概要

1 企業全体及び事業所の現況

集計対象となった事業所は1,314事業所で、このうち中小企業は1,083事業所(82.4%)、大企業は231事業所(17.6%)となっている。(第1表)

一般労働者は48,425人で、このうち中小企業は32,704人(67.5%)、大企業は15,721人(32.5%)となっている。(第2表)

第1表 産業別・規模別集計事業所数内訳

単位:事業所

区分	規模計	中小企業	大企業
産業計	1,314 (100.0 %)	1,083 (82.4 %)	231 (17.6 %)

第2表 集計労働者の規模別構成

区分	規模計		中小企業		大企業	
	集計数	構成比	集計数	構成比	集計数	構成比
	人	%	人	%	人	%
産業計	48,425	100.0	32,704	67.5	15,721	32.5

2 新規学卒者の求人状況

令和6年度の新規学卒者(令和6年3月卒業)の採用充足率は、高校卒43.0%、大学卒43.7%となっている。(第3表)

第3表 新規学卒者の採用充足状況

区分	高校卒				大学卒				その他			
	採用活動を行った事業所数	求人数(採用予定人数)	充足数(採用数)	充足率	採用活動を行った事業所数	求人数(採用予定人数)	充足数(採用数)	充足率	採用活動を行った事業所数	求人数(採用予定人数)	充足数(採用数)	充足率
規模計	事業所	人	人	%	事業所	人	人	%	事業所	人	人	%
	251	823	354	43.0	229	623	272	43.7	229	484	261	53.9
*R5年度調査	219	645	273	42.3	219	644	386	59.9	191	461	292	63.3

3 初任給

令和6年度の確定初任給は、高校卒事務・技術 185,653 円、高校卒生産 189,172 円、専門学校卒事務・技術 183,859 円、専門学校卒生産 190,848 円、短大・高専卒事務・技術 190,589 円、短大・高専卒生産 186,717 円、大学卒事務・技術 210,627 円、大学卒生産 209,482 円、大学院卒事務・技術 240,719 円となっている。(第4表)

第4表 初任給

単位:円

区 分	高 校 卒		専 門 学 校 卒		短 大 ・ 高 専 卒		大 学 卒		大 学 院 卒	
	事務・技術	生産	事務・技術	生産	事務・技術	生産	事務・技術	生産	事務・技術	生産
規 模 計	185,653	189,172	183,859	190,848	190,589	186,717	210,627	209,482	240,719	X
対前年増減率(%)	5.4%	6.0%	-6.1%	2.9%	6.0%	0.8%	2.8%	1.9%	5.2%	-

4 労働時間制度

1日あたりの所定労働時間は7時間46分、1週あたりの所定労働時間は38時間49分となっている。(第5表)

第5表 所定労働時間

区 分	規 模 計		中 小 企 業		大 企 業	
	日所定	週所定	日所定	週所定	日所定	週所定
	時間:分	時間:分	時間:分	時間:分	時間:分	時間:分
産 業 計	7:46	38:49	7:46	38:50	7:47	38:44
* R5年度調査	7:47	39:08	7:48	39:12	7:45	38:45

5 年間休日数

令和6年1月から令和6年12月までの1年間における休日数は113.6日となっている。(第6表)

第6表 年間休日数

単位:日、事業所

区 分	規 模 計		中 小 企 業		大 企 業	
	年間休日数	事業所数	年間休日数	事業所数	年間休日数	事業所数
産 業 計	113.6	1,298	112.5	1,069	118.8	229
* R5年度調査	112.0	1,262	111.3	1,066	115.9	196

6 年次有給休暇

年次有給休暇の取得日数は、規模計で10.7日（取得率65.6%）、中小企業で10.6日（同64.6%）、大企業で11.1日（同68.5%）となっている。（第7表）

第7表 年次有給休暇の付与・取得状況

区 分	規 模 計			中 小 企 業			大 企 業		
	付与 日数	取得 日数	取得率	付与 日数	取得 日数	取得率	付与 日数	取得 日数	取得率
	日	日	%	日	日	%	日	日	%
産 業 計	16.3	10.7	65.6	16.4	10.6	64.6	16.2	11.1	68.5
* R5年度調査	17.4	10.9	62.6	17.2	10.7	62.2	17.9	11.3	63.1

7 特別休暇制度

特別休暇制度を導入している事業所のうち、規模計で夏季休暇が36.8%、病気休暇が36.2%、リフレッシュ休暇が13.3%、ボランティア休暇が9.0%、教育訓練休暇が4.6%、骨髄ドナー休暇が4.9%、慶弔休暇が89.1%、記念日休暇が6.8%となっている。（第8表）

第8表 特別休暇制度の導入状況

区 分	特別休暇制度 を導入している 事業所	単位:%								
		夏季休暇	病気休暇	リフレッシュ 休暇	ボランティ ア 休暇	教育訓練休暇 (自己啓発 のための休暇)	骨髄ドナー 休暇	慶弔休暇 (結婚、妻の出 産、忌引)	記念日(誕生 日、結婚記念 日など)休暇	その他
規 模 計	94.4	36.8	36.2	13.3	9.0	4.6	4.9	89.1	6.8	23.6
* R5年度調査	93.8	32.6	33.6	13.3	9.2	4.0	2.8	89.6	7.1	19.4

8 多様で柔軟な働き方の導入状況

多様で柔軟な働き方を可能とする制度の導入状況をみると、最も多く導入されている制度は「年次有給休暇を半日または時間単位で取得できる制度」で83.3%となっている。（第9表）

また、テレワークを導入している事業所の割合は18.4%となっている。（第10表）

※「多様で柔軟な働き方」とは、「働く場所」「働く時間」「休日・休暇」が柔軟であり、それらを実現するために、社内での施策（制度や支援、補助）が多様にあることで、個人がそれぞれのライフスタイルに合った働き方を行うことをいう。

第9表 多様で柔軟な働き方を導入している事業所割合

区 分	導 入 し て い る	導入している制度(複数回答)									
		短時間 勤務制度	フレックスタイ ム 制度	始業・終業時刻 の繰下げ・ 繰上げ	年次有給休暇を 半日/時間単位 で取得	週休3日制	勤務地、職務、 勤務時間を 限定した働き方	裁量労働制	テレワーク	副業・兼業の 解禁	単日・短時間労働 (ギグワーカーの受入)
規 模 計	93.2	68.5	13.4	39.0	83.3	2.3	30.8	4.1	18.4	29.1	6.5

* 今年度から調査実施

第 10 表 テレワークの導入状況

単位:事業所、()内:%

区分	事業所計	導入している	導入していない	
			今後導入予定がある	導入予定はない
規模計	1,238 (100.0)	228 (18.4)	47 (3.8)	963 (77.8)
* R5年度調査	1,265 (100.0)	248 (19.6)	24 (1.9)	993 (78.5)

9 育児休業制度・育児のための休暇制度

令和4年8月1日から令和5年7月31日までの1年間に出産した者（配偶者が出産した男性を含む）のうち、育児休業制度を利用した者の割合は、男性で44.9%、女性で87.8%となっている。（第11表）

第 11 表 育児休業制度利用の労働者数

単位:人、()内:%

区分	男 性			女 性		
	配偶者が出産した男性労働者計	育児休業制度を利用した男性労働者(予定含む)	育児休業制度を利用しなかった男性労働者	出産した女性労働者計	育児休業制度を利用した女性労働者(予定含む)	育児休業制度を利用しなかった女性労働者
規模計	583 (100.0)	262 (44.9)	321 (55.1)	716 (100.0)	629 (87.8)	87 (12.2)
中小企業	367 (100.0)	164 (44.7)	203 (55.3)	468 (100.0)	422 (90.2)	46 (9.8)
大企業	216 (100.0)	98 (45.4)	118 (54.6)	248 (100.0)	207 (83.5)	41 (16.5)
* R5年度調査						
規模計	591 (100.0)	199 (33.7)	392 (66.3)	586 (100.0)	539 (92.0)	47 (8.0)
中小企業	397 (100.0)	133 (33.5)	264 (66.5)	394 (100.0)	360 (91.4)	34 (8.6)
大企業	194 (100.0)	66 (34.0)	128 (66.0)	192 (100.0)	179 (93.2)	13 (6.8)

* 厚生労働省「雇用均等基本調査」における育児休業取得率の集計方法を参考に、今年度調査より、調査の基準となる出産した者（配偶者が出産した男性労働者を含む）の対象期間を、「調査実施前年7月1日から翌年6月30日までの1年間」から「調査実施前々年8月1日から翌年7月31日までの1年間」に変更しました。この変更に伴い、今年度の調査結果については、過去の調査結果と単純比較ができないことに御留意ください。

10 仕事と家庭の両立のための支援制度

仕事と家庭の両立のための支援制度のある事業所において、最も多く就業規則や労働協約等に規定されている制度は、育児に関するものについては「短時間勤務制度」が76.3%（第12表）、介護に関するものについては「介護休暇制度」が80.3%となっている。（第13表）

第12表 育児のための支援制度が就業規則等に規定されている事業所割合

単位：%

区分	規定あり	就業規則等に規定されている制度（複数回答）							
		短時間勤務制度	所定外労働の制限	フレックスタイム制	始業・就業時刻の繰上げ・繰下げ	年次有給休暇を半日/時間単位で取得	事業所内託児所	経費の援助措置	在宅勤務・テレワーク
規模計	84.5	76.3	71.0	8.5	30.3	61.5	3.1	5.0	8.5

* 令和7年4月1日から段階的に施行される育児・介護休業法の改正を踏まえ、調査内容を一部変更

第13表 介護のための支援制度が就業規則等に規定されている事業所割合

単位：%

区分	規定あり	就業規則等に規定されている制度（複数回答）								
		短時間勤務制度	フレックスタイム制	始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	介護休暇制度	所定外労働の制限	年次有給休暇を半日/時間単位で取得	在宅勤務・テレワーク	再雇用制度	経費の援助措置
規模計	84.9	70.0	8.0	28.7	80.3	66.9	61.9	8.6	25.3	2.5

* 令和7年4月1日から段階的に施行される育児・介護休業法の改正を踏まえ、調査内容を一部変更

11 職場のハラスメント

令和5年4月から令和6年3月までの1年間に、労働者からハラスメントに関わる相談や訴えのあった事業所のうち、最も多く相談や訴えのあったハラスメントの種類は「パワーハラスメント」が80.4%、次いで「セクシュアルハラスメント」が22.6%、「顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）」が22.0%であった。（第14表）

第14表 ハラスメントに関わる相談や訴えのあった事業所割合

単位：事業所、（ ）内：%

	事業所計	ハラスメントに関わる相談や訴えのあった事業所	ハラスメントの種類					顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）
			パワーハラスメント	セクシュアルハラスメント	妊娠・出産・育児等に関するハラスメント	介護休業等に関するハラスメント		
規模計	1,303 (100.0)	168 (12.9)	135 (80.4)	38 (22.6)	9 (5.4)	1 (0.6)	37 (22.0)	
中小企業	1,074 (100.0)	129 (12.0)	104 (80.6)	27 (20.9)	6 (4.7)	1 (0.8)	31 (24.0)	
大企業	229 (100.0)	39 (17.0)	31 (79.5)	11 (28.2)	3 (7.7)	— (—)	6 (15.4)	
* R5年度調査								
規模計	1,283 (100.0)	148 (11.5)	124 (83.8)	34 (23.0)	1 (0.7)	— (—)	19 (12.8)	
中小企業	1,083 (100.0)	120 (11.1)	97 (80.8)	21 (17.5)	1 (0.8)	— (—)	17 (14.2)	
大企業	200 (100.0)	28 (14.0)	27 (96.4)	13 (46.4)	— (—)	— (—)	2 (7.1)	

* 相談や訴えのあったハラスメントの種類については複数回答